

米国トランプ政権の 相互関税および自動車・部品関税の要旨

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課（北米班）

2025年4月3日



1 | 相互関税の大統領令・ファクトシートの要旨

- 米国東部時間**4月5日午前0時1分から、全ての国から輸入される全ての品目に10%のベースライン関税**を課す。
- 米国東部時間**4月9日午前0時1分から、57の国・地域に対してはそのベースライン関税を、それぞれ設定した関税率まで引き上げる「相互関税」**を課す。例えば中国に対しては34%、EUは20%、**日本は24%**など（これらの国以外は、10%のベースライン関税が適用）。
- 輸入申告額が800ドル以下の少額貨物の輸入に対して、関税支払いなどが免除されるデミニミスルールは、商務長官が大統領に対して、「関税を完全かつ迅速に処理し徴収する適切なシステムが整っている旨を通知するまで」利用可能。
- 今回の関税措置は、大統領が貿易赤字およびその根底にある非相互的待遇がもたらす脅威が解決、または緩和されたと判断するまで有効。
- 貿易相手国が報復措置を取った場合、大統領は関税率を引き上げられる。反対に、**貿易相手国が非相互的な貿易関係の是正に向けた重要な措置を講じ、経済および国家安全保障問題で米国と足並みを揃えた場合は関税を引き下げられる。**
- 次の品目は**今回の関税措置の対象外**。（1）個人手荷物など合衆国法典第50編第1702条（b）の対象品目、**（2）1962年通商拡大法232条に基づき追加関税の対象となっている鉄鋼・アルミニウム製品および自動車・同部品、（3）銅、医薬品、半導体、木材製品、（4）将来的に232条関税の対象となる可能性のある全ての品目、（5）地金、（6）米国で入手できないエネルギー、特定鉱物。**
- **カナダおよびメキシコに対しては**、不法移民やフェンタニルの流入を理由としたIEEPAに基づく追加関税を課しているため、**今回の関税措置は適用されない**。つまり、3月4日以降課されている、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく関税措置が継続される。
- カナダとメキシコに対するIEEPAに基づく関税措置では、**米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則（ROO）を満たす製品は関税なし**となるが、**ROOを満たさない場合は25%の追加関税**が課される。ただし、このIEEPAに基づく措置が終了した場合、ROOを満たさない両国原産品には12%の相互関税が課される（ROOを満たす製品には、引き続き関税は賦課されない）。

2 | 相互関税対象国・地域ごとの追加関税率

Countries and Territories	Reciprocal Tariff, Adjusted
Algeria	30%
Angola	32%
Bangladesh	37%
Bosnia and Herzegovina	36%
Botswana	38%
Brunei	24%
Cambodia	49%
Cameroon	12%
Chad	13%
China	34%
Côte d'Ivoire	21%
Democratic Republic of the Congo	11%
Equatorial Guinea	13%
European Union	20%
Falkland Islands	42%
Fiji	32%
Guyana	38%
India	27%
Indonesia	32%
Iraq	39%
Israel	17%
Japan	24%
Jordan	20%
Kazakhstan	27%
Laos	48%
Lesotho	50%
Libya	31%
Liechtenstein	37%
Madagascar	47%
Malawi	18%
Malaysia	24%
Mauritius	40%
Moldova	31%

Countries and Territories	Reciprocal Tariff, Adjusted
Mozambique	16%
Myanmar (Burma)	45%
Namibia	21%
Nauru	30%
Nicaragua	19%
Nigeria	14%
North Macedonia	33%
Norway	16%
Pakistan	30%
Philippines	18%
Serbia	38%
South Africa	31%
South Korea	26%
Sri Lanka	44%
Switzerland	32%
Syria	41%
Taiwan	32%
Thailand	37%
Tunisia	28%
Vanuatu	23%
Venezuela	15%
Vietnam	46%
Zambia	17%
Zimbabwe	18%

3 | 自動車関税の要旨

<自動車>

- 米国東部時間2025年4月3日午前0時1分以降に通関する、乗用車〔セダン、多目的スポーツ車（SUV）、クロスオーバーSUV、ミニバン、カーゴバン〕、小型トラックに対して、25%の追加関税が課される。
- 対象品目のHTSコードは官報付属書1（Annex 1）の（b）を参照。ただし、対象品目のうち、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の自動車原産地規則を満たす車両については、非米国産部品の価格に対してのみ追加関税が課される。非米国産部品に対する追加関税は、追加関税を適用するプロセスが確立されたと商務長官が官報で公示するまで、追加関税の適用対象外とする。

追加関税対象となる自動車のHSコード

8703.22.01
8703.31.01
8703.40.00
8703.70.00
8704.21.01
8704.51.00

8703.23.01
8703.32.01
8703.50.00
8703.80.00
8704.31.01
8704.60.00

8703.24.01
8703.33.01
8703.60.00
8703.90.01
8704.41.00

4 | 自動車部品関税の要旨

<自動車部品>

- 米国東部時間**2025年5月3日午前0時1分以降**に通関する、**エンジン・エンジン部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品など**に対して**25%の追加関税**が賦課される。対象品目のHTSコードは官報付属書1の(g)を参照。
- ただし、自動車同様に、対象品目のうち、**米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の自動車原産地規則を満たす車両については、非米国産部品の価格に対してのみ追加関税が課される**。非米国産部品に対する追加関税は、追加関税を適用するプロセスが確立されたと商務長官が官報で公示するまで、追加関税の適用対象外とする。

追加関税対象となる自動車部品のHSコード

4009.12.0020	4009.22.0020	4009.32.0020
4009.42.0020	4011.10.10	4011.10.50
4011.20.10	4012.19.40	4012.19.80
4012.20.60	4013.10.0010	4013.10.0020
4016.99.6010	7007.21.51	7009.10.00
7320.10	7320.20.10	8301.20.00
8302.10.30	8302.30	8407.31.00
8407.32	8407.33	8407.34
8408.20.20	8409.91.1040	8409.99.1040
8413.30.10	8413.30.90	8413.91.10
8413.91.9010	8414.30.8030	8414.59.30
8414.59.6540	8414.80.05	8415.20.00
8421.23.00	8421.32.00	8425.49.00
8426.91.00	8431.10.0090	8471
8482.10.10	8482.10.5044	8482.10.5048
8482.20.0020	8482.20.0030	8482.20.0040
8482.20.0061	8482.20.0070	8482.20.0081
8482.40.00	8482.50.00	8483.10.1030
8483.10.30	8501.32	8501.33
8501.34	8501.40	8501.51

- 米国税関・国境警備局（CBP）は4月2日、自動車・同部品の米国輸入に対する232条関税について、**輸入業者向けのガイダンス**を発表している。関税の払い戻し（ドローバック）が適用されないなどが定められている。

5 | 続・追加関税対象の自動車部品

追加関税対象となる自動車部品のHSコード

8501.52	8507.10	8507.60
8507.90.40	8507.90.80	8511.10.0000
8511.20.00	8511.30.0040	8511.30.0080
8511.40.00	8511.50.00	8511.80.20
8511.80.60	8511.90.6020	8511.90.6040
8512.20.20	8512.20.40	8512.30.00
8512.40.20	8512.40.40	8512.90.20
8512.90.60	8512.90.70	8519.81.20
8525.60.1010	8527.21	8527.29
8536.41.0005	8537.10	8537.20
8539.10.0010	8539.10.0050	8544.30.00
8706.00.03	8706.00.05	8706.00.15
8706.00.25	8707	8707.10.0020
8707.10.0040	8707.90.5020	8707.90.5040
8707.90.5060	8707.90.5080	8708.10.30
8708.10.60	8708.21.00	8708.22
8708.29	8708.30	8708.40.11
8708.40.70	8708.40.75	8708.50
8708.70	8708.80	8708.91
8708.93.60	8708.93.75	8708.94
8708.95	8708.99.53	8708.99.55
8708.99.58	8708.99.68	8716.90.50
9015.10	9029.10	9029.20.4080
9401.20.00		

ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課



03-3582-5545



ORB@jetro.go.jp



〒107-6006

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル

世界の
ビジネス関連情報
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』
はこちら

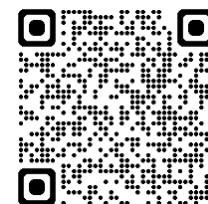


<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

北米無料
メールマガジン
『North American
News Briefs』

毎日配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list/northamericannewsbriefs.html>

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。